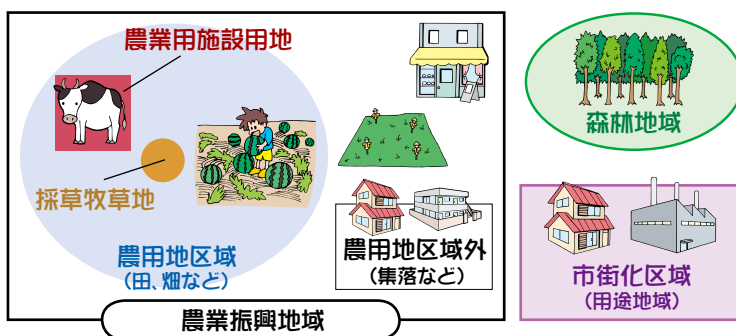


薩摩川内農業振興地域整備計画の見直しを実施します



本年度は、農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」)に基づく農業振興地域制度を適正に運用するため、「薩摩川内農業振興地域整備計画」の見直しを予定しています。見直しに際し、地域住民の皆さんなどの意向を整備計画に反映させるために、地域別の意見交換会を行います。ご協力をよろしくお願いいたします。

農業振興地域(農用地区域)について(イメージ)



市町村の農業振興地域整備計画においては、農業生産基盤の整備農用地などの保全、農業経営の規模拡大、農業の近代化のための施設整備などの計画のほか、集团的農地や農業生産基盤整備事業の対

【農業振興地域制度の概要】
優良農地の確保のため、農地法による農地転用許可制度と併せ、農振法に基づく農業振興地域制度が設けられており、市町村は、県が指定する農業振興地域に基づき、農業振興地域整備計画を策定することとしています。

問合せ先

本庁農政課農業振興グループ
(内線4462)

■注意事項

整備計画の見直しに伴い、農用地利用計画の変更申し出(農振除外などの申し出)を一時停止します。農振除外などを検討されている方は、ご注意ください。

- 一時停止期間 9月1日(月)～平成21年3月31日(火)(予定)
- 対象 農用地利用計画変更申請書の受け付け

象地などの優良農地について農用地区域と定め、当該区域内においては、原則として農地転用を禁止し、今後の農業振興の基盤となるべき農用地などを確保しています。

【農用地区域とは】
農用地区域は、市町村が農業上の利用を確保すべき土地として農業振興地域整備計画の中の農用地利用計画において定めた区域です。

■農用地区域に指定すべき土地

- ① 20ヘクタール以上の集团的農用地
- ② 土地改良事業などの対象地
- ③ 農業用施設用地
- ④ 右記のほか、地域の農業振興を図る観点から、農用地区域に含める必要がある土地